

議案第 1 号

日本海沿岸東北自動車道の酒田市山形県飽海郡遊佐町
間ほか 4 区間の新設に関する整備計画について

平成 2 1 年 4 月

国道有第13号

平成21年4月27日

国土開発幹線自動車道建設会議

会 長 殿

国土交通大臣 金子 一義

日本海沿岸東北自動車道の酒田市山形県飽海郡遊佐町
間ほか4区間の新設に関する整備計画について

標記について、別紙1から別紙5のように定めたいので、
国土開発幹線自動車道建設会議の御意見を承りたく、付議い
たします。

付議する理由

高速自動車国道の新設に関する整備計画を別紙 1 から別紙 5 のとおり定めるため、高速自動車国道法（昭和 3 2 年法律第 7 9 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がある。これが、本議案を付議する理由である。

別紙 1

日本海沿岸東北自動車道の酒田市山形県飽海郡 遊佐町間の新設に関する整備計画案

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県 名	市 町 村 名
山形県	酒田市 飽海郡遊佐町

2 . 車線数

車線数は、全区間 4 車線とする。

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間 8 0 キロメートル / 時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
山形県飽海郡遊佐町	一般国道7号
山形県飽海郡遊佐町	一般国道7号
山形県飽海郡遊佐町	一般国道345号

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約310億円とする。

別紙 2

関越自動車道新潟線の三鷹市東京都練馬区間の 新設に関する整備計画案

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

都 名	市 町 村 名
東京都	三鷹市 世田谷区 杉並区 武蔵野市 練馬区

2 . 車線数

車線数は、全区間 6 車線とする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間 8 0 キロメートル / 時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
三鷹市	都道新宿国立線
東京都練馬区	都道東京所沢線
東京都練馬区	都道練馬所沢線

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約7,640億円とする。

別紙 3

東関東自動車道水戸線の潮来市銚田市間の新設 に関する整備計画案

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
茨城県	潮来市 行方市 銚田市

2 . 車線数

車線数は、全区間 4 車線とする。

工事は、さしあたり 2 車線の完成をもって供用を開始し、
交通量の増加に応じ残りの 2 車線を完成するものとする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間 80 キロメートル / 時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
行方市	市道麻生1 - 17号
行方市	一般国道354号

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約710億円とする。

別紙 4

中央自動車道富士吉田線の三鷹市東京都世田谷区 間の新設に関する整備計画案

1. 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

都 名	市 町 村 名
東京都	三鷹市 調布市 狛江市 世田谷区

2. 車線数

車線数は、全区間 6 車線とする。

3. 設計速度

設計速度は、全区間 80 キロメートル / 時とする。

4. 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約 5,180 億円とする。

別紙 5

近畿自動車道伊勢線の名古屋市中川区愛知県海部郡 飛島村間の新設に関する整備計画案

1 . 経過する市町村名

経過する市町村名は、次表のとおりとする。

県名	市町村名
愛知県	名古屋市中川区 同市港区 海部郡飛島村

2 . 車線数

車線数は、全区間4車線とする。

3 . 設計速度

設計速度は、全区間60キロメートル/時とする。

4 . 連結位置及び連結予定施設

連結位置及び連結予定施設は、次表のとおりとする。

連結位置	連結予定施設
名古屋市中川区	市道高速 1 号
名古屋市中川区	一般国道 3 0 2 号
名古屋市中川区及び同市 港区	一般国道 3 0 2 号
名古屋市港区	一般国道 3 0 2 号
愛知県海部郡飛島村	一般国道 3 0 2 号
愛知県海部郡飛島村	一般国道 3 0 2 号

5 . 工事に要する費用の概算額

供用開始までの工事に要する費用の概算額は、約1,350億円とする。